

トピック

「認め事件」の証拠意見

刑事弁護委員会委員 小林 英晃 (69期)

公訴事実を争わない、いわゆる「認め事件」において、証拠意見をどのように考えているだろうか。否認事件であれば、積極的に不同意の意見を述べることも多いだろう。しかし、「認め事件」だからといって、書証を不同意にしていけないわけではないし、一回結審にしなければならないわけでもない。「認め事件」の証拠意見について、改めて少し考えてみたい。

1 被害者の供述調書

多くの事件で存在するのが、被害者の供述調書である。いわゆる「認め事件」においても、被害者と被告人とで事実認識に違いがあることは珍しくない。そんなとき、「認め事件だから」という理由だけで、被害者の供述調書に対する証拠意見を、「同意」（もしくは、「同意。但し信用性は争う」など）としてしまっていないだろうか。

しかし、証拠意見は、「認め事件かどうか」ではなく、「尋問をすべきかどうか」という観点から検討すべきである。公訴事実の記載というレベルの抽象度では争いはなくとも、例えば暴行に至る経緯とか、殴った回数とか、双方が発言した内容とか、具体的な事実関係については、大なり小なり認識の違いはあるものである。本人の意向や、判決への影響の程度などを踏まえて事案を検討した結果、尋問をした方が被告人にとって有利になると判断したら、「認め事件」でも被害者の供述調書を不同意とすべきである。

また、被害者の供述調書の記載内容に問題がなか

ったとしても、調書に記載のない被告人に有利な事実が尋問で獲得できる、という場合にも、被害者の尋問を行うことを検討してよいと考えられる。

裁判官や検察官が、認め事件であることや、被害者の出廷の負担などを理由に（一部）同意を求め、尋問をせずに済むように働きかけてくることも多いだろう。しかし、被告人の利益を踏まえて尋問をすべきと決断したら、それに応じる必要はない。

ここでは被害者の供述調書を例にとったが、被害者以外の供述調書についても基本的には同じである。重要なのは、「尋問すべきかどうか」という観点である。

2 実況見分調書や写真撮影報告書等

実況見分調書や写真撮影報告書のような捜査報告書についても考えてみたい。こうした証拠について、客観的なものだから、と安易に同意していないだろうか。こうした証拠について、関連性や必要性がなければ、不同意の意見を述べてよい。むしろ、こうした、一見「客観的」と思える証拠こそ、慎重に検討する必要がある。

写真でいえば、撮影する角度、撮影場所の明るさ、光の当たり方といった事情によって、写り方が変わることもある。例えば、被害者の傷害部位の写真を例にとっても、写り方によって怪我の度合いの印象が変わることもある。事件現場の実況見分調書などについても、実際は写真より明るいとか、添付された写真が実際の現場の状況をきちんと反映していない

こともある。

実況見分調書でいえば、どういった情報を記録するのか、もしくは記録しないのか、といった盛り込むべき情報の選別について、捜査機関の視点が入っている。被告人にとって重要な情報が抜け落ちてしまっている、ということもあり得る。事件現場の写真にしても、写っている場所と写っていない場所がある。実況見分調書に添付される写真もあれば、添付されない写真もある。通常、捜査機関は、実況見分調書に添付されているよりも多くの写真を撮っている。その多くの写真の中から、捜査機関が写真を選別して、証拠を作る。その選別には、当然、捜査機関の視点が入っている。

防犯カメラの映像の一部を写真に撮って添付した報告書なども、よく見かける証拠の一つだろう。しかし、静止画と動画では印象が違うことは少なくない。

このように、一見すると「客観的」とも思える証拠であっても、実際には必ずしも「客観的」とはいえないのであって、安易に同意すべきではない。写真について疑義がある場合には、例えば、報告書に添付されていない写真や、写真の原データ等の開示を求めて検討することも考えられる。防犯カメラ映像についても、静止画が添付された報告書は不同意や関連性なしとする意見を述べ、元の動画自体を取調べるよう求めることも有効である。

なお、やや余談になるが、我々は、得てして、捜査機関はきちんと書類を作っているはずだ、と無意識に考えてしまいがちである。しかし、こうした捜査機関の作る書類にも、意外と間違いはある。私自身が実際に経験しただけでも、「NTT」と記載すべきところ「NHK」と記載されているケースから、被害品の個数が実際は2個なのに「3個」と記載されているケース、当該報告書作成日より後の日付に押収された物品についての捜査報告書など、様々である。もち

ろん、単なる誤記にすぎない場合にまで不同意とする必要はないし、判決に影響を与えるような間違いはそう多くはないであろう。しかし、捜査機関の書類に誤りはなく、という先入観は禁物である。

3 おわりに

「認め事件」だから「同意」して一回結審、という固定観念にとらわれる必要はない。「認め事件」でも、尋問をしてよいし、関連性や必要性のない証拠は不同意としてよい。被告人の意向や利益を踏まえて、尋問をすべき、と決断したら、「認め事件」でも不同意をためらう理由はどこにもない。